

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十三号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「家畜伝染病」の下に「口蹄疫、」を、「鼻そ」の下に「、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ」を加え、「（人畜に共通の疾病に限る。）」を「による疾病のうち人畜に共通の疾病」に改める。

第六条の二第三項の表4の項を次のように改める。

4 第四号 の業務	人事委員会が定め る業務	三千円（人事委員会が定める 場合にあつては、三千四百円 ）
その他の業務	二千四百円	

第十二条第一項の表第二十一号の作業の項中「並びに銃器」を「銃器」に改め、「警戒作業」の下に「並びに暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行われる保護対策の作業」を加える。

第十二条の十三第一項中「保健環境研究センター」を「保健研究センター」に、「景観・環境保全センター」を「景観・環境総合センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。